

## 千葉県がん診療連携協議会設置要綱

### (設置)

第1条 都道府県がん診療連携拠点病院は、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日付け厚健発第0301001号）に基づき千葉県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置し、県内のがん診療連携体制の強化とがん医療の均てん化を図る。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 千葉県におけるがん診療連携体制及び相談支援の提供体制その他のがん医療に関する情報交換に関すること。
- (2) 千葉県内の院内がん登録データの分析、評価等に関すること。
- (3) がんの種類ごとに、千葉県においてセカンドオピニオンを提示する体制を有するがん診療連携拠点病院を含む医療機関の一覧の作成・広報に関すること。
- (4) 千葉県におけるがん診療連携拠点病院への診療支援を行う医師の派遣に係る調整に関すること。
- (5) 地域連携クリティカルパスの整備及び地域連携クリティカルパスの一覧の作成・広報に関すること。
- (6) 千葉県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画の作成に関すること。
- (7) その他、必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会の委員は次に掲げる者で構成する。

- (1) 都道府県がん診療連携拠点病院の代表者
  - (2) 千葉県の地域がん診療連携拠点病院の代表者
  - (3) 関係行政機関の代表者
  - (4) その他都道府県がん診療連携拠点病院の代表者が適当と認めるもの
- 2 前項第3号及び第4号の委員は都道府県がん診療連携拠点病院の代表者が委嘱する。
- 3 第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 第1項第3号及び第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

5 第1項第1号及び第2号の代表者は、必要がある場合は、当該代表者の所属する機関に属する者に委員を委任することができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、第3条第1項第1号に規定する委員とする。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員に事故があるときは、当該委員の所属する機関に属する者を代理として会議に出席させることができる。

3 会長は、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 協議会の議事は、出席委員の全会一致で決するものとする。ただし、議長が必要であると認める場合は、過半数で決することができる。この場合において可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 協議会には専門的事項の検討を分掌させるため、別表に定める専門部会を設置するものとする。

2 専門部会に属する委員は、会長が任命する。

3 専門部会に部会長を置き、協議会の委員のうちから会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 部会長は、専門部会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会及び専門部会の事務局は、都道府県がん診療連携拠点病院に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び専門部会に関し必要な事項

は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成21年5月25日から施行する。
- 2 改正後の千葉県がん診療連携協議会設置要綱施行後、最初に委嘱される第3条第1項第3号及び第4号に規定する委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

#### 別表

専門部会名
教育研修専門部会
院内がん登録専門部会
相談支援専門部会
在宅緩和医療専門部会
地域連携・クリティカルパス専門部会